

沼津市屋内温水プール条例を廃止する条例についての骨子（案）

1. 条例名

沼津市屋内温水プール条例を廃止する条例（案）

2. 条例制定の背景

沼津市では、老朽化が進んでいる沼津市屋内温水プールについて、プールに余熱を供給しているごみ焼却場の建替え事業を進めるにあたり、プールを含めた一体整備を行うため、令和3年3月31日をもって施設を閉館し、令和3年度中に解体することとなりました。

このことから、施設の閉館に併せて沼津市屋内温水プールの設置条例である沼津市屋内温水プール条例を廃止するものであります。

3. 廃止条例の内容

【本文】

沼津市屋内温水プール条例は廃止する。

【付則】

沼津市屋内温水プール条例を廃止する条例の施行日を令和3年4月1日とするもの。